

総務省特定事業主行動計画の概要

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総務省は特定事業主としての立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための行動計画を策定し、平成17年度から平成21年度を計画期間として実施してきたところであるが、今般、計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間として実施することとした。

I 計画期間 平成22年度から平成26年度までの5年間

II 実施体制 「総務省特定事業主行動計画策定・推進委員会」は実施状況を把握

III 具体的な内容

1 職員の勤務環境の整備に関する事項

- (1) 既存各種制度の周知徹底
- (2) 妊娠中及び出産後における配慮
 - ・ 業務分担の見直し

(3) 子どもの出生時における父親の休暇の取得促進

目標：平成26年度までに、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、2日間以上の休暇取得率を100%とすることを目標とします。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- ① 育児休業取得時の代替要員の確保
- ② 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

目標：平成26年度までに、男性職員の育児休業の取得率を5%とすることを目標とします。

③ テレワークの活用

(5) 超過勤務の縮減

- ① 定時退庁日の徹底
- ② 業務の見直し
- ③ 職場の環境整備
- ④ 遅出勤務の活用を検討
- ⑤ 人事評価の活用による業務改善の推進

(6) 年次休暇の取得の促進

- ① 年次休暇の取得の促進
- ② 連続休暇の取得の促進

目標：平成26年までに、年次休暇取得日数を平均15日以上とすることを目標とします。

③ 子どもの看護休暇等の取得の促進

(7) 転勤及び宿舍の貸与における配慮

(8) 職場優先の環境是正のための取組

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- (2) 子どもとふれあう機会の充実